

愛知医科大学病院地域医療連携ネットワークシステム運用細則

愛知医科大学病院地域医療連携ネットワークシステム（以下「AMUネット」という。）利用規約（平成26年5月9日施行，令和6年4月1日改定）第22条の規定に基づき，運用細則を次のように定める。

1 利用医療機関の登録について

本システムの利用を希望する医療機関の長は，愛知医科大学病院地域医療連携ネットワークシステム（AMUネット）誓約書の内容を理解及び同意の上，署名することによりAMUネットの適正利用及び患者の個人情報保護について誓約するものとする。

2 利用代表者の申請について

- (1)利用を希望する医療機関の長は，利用者の中から利用代表者を定め，愛知医科大学病院地域医療連携ネットワークシステム（AMUネット）登録申請書（第1号様式）を統括管理者へ提出するものとする。
- (2)利用医療機関の長は，利用代表者に変更があった場合は，速やかに愛知医科大学病院地域医療連携ネットワークシステム（AMUネット）登録申請書を統括管理者へ提出することにより通知するものとする。

3 接続申し込みについて

- (1)利用を希望する施設及び接続端末の増設を希望する施設の利用代表者は，愛知医科大学病院地域医療連携ネットワークシステム（AMUネット）接続申込書（第3-1号様式）及び愛知医科大学病院地域医療連携ネットワークシステム（AMUネット）接続環境調査書（第3-2号様式）を導入希望端末ごとに記入し，統括管理者へ提出するものとする。
- (2)統括管理者の承認後，システム管理者は，次に掲げるいずれかの方法により，本システムを利用するために必要な設定を行うものとする。

1. システム管理者が指定した者が本システムを利用する医療機関（以下「利用医療機関」と

いう。)を訪問し、VPNクライアントソフトウェアのインストール等必要な作業を行う。

2. VPNクライアントソフトウェアのインストール等に必要情報が記録された媒体等を利用医療機関に送付し、必要な作業の指示を行う。

4 利用者の申請について

(1) 利用代表者は、当該利用医療機関における利用者を登録するため、愛知医科大学病院地域医療連携ネットワークシステム（AMUネット）利用者申込書（第2号様式）を統括管理者へ提出するものとする。

(2) 統括管理者の承認後、システム管理者は、ID及び仮パスワードを発行し利用者に交付する際、本人への手交等、第三者への漏えい防止手段を講じなければならない。

5 パスワードの再発行について

(1) パスワードの再発行は、利用代表者から、再度、愛知医科大学病院地域医療連携ネットワークシステム（AMUネット）利用者申込書（第2号様式）を提出し、統括管理者の承認を経て、再発行するものとする。

(2) システム管理者は、仮パスワードを利用者に交付する際、本人への手交等、第三者への漏洩防止手段を講じなければならない。

6 利用者の削除について

利用代表者は、利用者を削除しようとするときは、愛知医科大学病院地域医療連携ネットワークシステム（AMUネット）利用者申込書を統括管理者へ提出するものとする。

7 患者からの同意取得について

(1) 利用代表者及び利用者は、AMUネットを利用して患者情報を閲覧する際は、愛知医科大学病院医療連携ネットワークシステム（AMUネット）に関する説明（第4号様式）に基づき患者にその内容を説明し同意を得なければならない。

(2) 利用者は、愛知医科大学病院医療連携ネットワークシステム利用規約第14条の規定により患者の診療情報を閲覧しようとするときは、AMUネット同意書（第5号様式）により患者の同意を得て、統括管理者へ提出するものとする。統括管理者の承認後、閲覧することができる。

- (3) 利用者は、患者から同意を撤回された場合は、患者からAMUネット同意撤回書（第6号様式）の提出を受け、統括管理者へ提出するものとする。
- (4) 統括管理者は、患者からAMUネット同意撤回書が提出された場合は、患者の指定する医療機関に対し、当該患者情報を閲覧することができないよう接続を遮断しなければならない。

8 利用時間について

AMUネットによる患者の診療情報は、利用者がいつでも閲覧することができる。ただし、メンテナンス等のため、閲覧できない場合がある。

9 注意事項について

利用代表者及び利用者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 本システムの利用期間は、利用許可日から1年間とし、利用期間満了の1月前までに統括管理者又は利用医療機関の長から利用終了の申出がない場合は、さらに1年間更新するものとする。
- (2) AMUネット内の情報で著作権その他の知的財産権が帰属している情報については、著作権法その他の法令の趣旨に従い、権利侵害や法令違反を生ずるような使用及び保管その他の行為を行ってはならない。
- (3) 利用代表者又は利用者が、暴力団関係者若しくはその他の反社会的勢力であることが判明した場合又は自ら若しくは第三者を利用して、業務妨害、詐術、暴力的又は脅迫的な言辞を行った場合は、統括管理者は、利用代表者の承諾を得ないでAMUネットの利用を遮断することができる。この場合において、当該利用代表者又は利用者は、統括管理者に異議申立を行うことはできないものとする。また、それにより発生した一切の損害は、自らが負うものとする。

附 則

1. 本細則は、平成26年5月9日から施行する。
2. 本細則は、令和6年4月1日から施行する。